総合特別区域の進捗に係る事後評価［ライフ・イノベーション分野］

平成28年度

正

準

とやま地域共生型福祉推進特区［指定：平成23年12月、認定：平成24年9月］

正：平成28年3月末までに計画が認定された地区／準：平成28年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ｉ）＋ⅱ）の平均値　（3.7＋3.7）／2＝3.7　3.7

ｉ）取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

番号	評価指標	進捗度	評点
1	富山型デイサービス事業所における障害者の福祉的就労者（就労継続支援B型支給決定者及び有償ボランティア）数	80%	4
2	富山型デイサービス事業所数	90%	4
3	認知症高齢者と居間等の設備を共用する障害者グループホームの入居者数	73%	3

評価指標毎の進捗の評価の平均値　（5×0＋4×2＋3×1＋2×0＋1×0）／3＝3.7　3.7

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ⅱ）取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　3.7

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ｉ）、ⅱ）、ⅲ）の平均値　（4.0＋3.3＋4.0）／3＝3.8　3.8

ｉ） 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価
（事項）
・地域共生型障害者就労支援事業（厚労B002）
（概要）
・就労継続支援B型事業において施設外就労を行う場合の総数や1ユニットの定員が緩和されたことにより、小規模な事業所が集まることによる就労B事業の実施が可能となった（1ユニットあたりの利用者の最低定員緩和については平成27年4月に全国展開）。平成25年4月から県内において1事業所が富山型デイサービス事業所と連携を密にしながら事業を開始しており、県では引き続き事業運営に関する相談等を通じた支援を行っている。
（規制所管府省（厚生労働省）の評価）
・特例措置の効果が認められる。
一般就労への移行が極めて困難なB型利用者から3名の移行者を輩出しており、また、平均工賃月額も全国平均より高く、特例措置の効果が認められる。

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置
（事項）
・通所介護事業所での高齢者・障害者の宿泊サービスの提供
（概要）
・通所介護事業所における介護保険給付外の宿泊サービスについて、制度改正に即して届出等を条例に規定している。

（事項）
・認知症対応型共同生活介護事業所と障害者共同生活援助事業所の設備の共用
（概要）
・9市町村を範囲とする3地域の介護保険組合で条例が改正され、平成28年度には諸設備を共用した共生型グループホームが6箇所となった。

専門家による評価の平均値	4.0

ⅱ）財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値	3.3

ⅲ）地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値	4.0

Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

3.8

（専門家所見（主なもの））

・全体としての進捗状況は良好なものと判定できる。就労継続支援B型事業における利用者数の最低定員緩和等の規制緩和による措置を活用し、事業所数や入居者数の増加に努力している姿勢は評価できる。
・富山型デイサービスの利用者の位置から就労の主体者への転換を実証的に示したことは、国の地域共生社会の推進に適切なモデルを提示したと評価できる。共生型福祉の多面的な事業展開を見せることにも成功している。
・先進的な取組として、有償ボランティアの育成、ボランティアの後継者育成、個人の努力に過大に頼らないような経営資源の活用など、これまでの取組を評価し、プロジェクトの持続可能性を高めるための方策作りを行うことが求められる。
・デイサービスにおける障害者の就労数や認知症高齢者と居間などを共有する障害者グループホームの入居者数は増加しているが、労働の質や共に生活することによって高齢者と障害者双方のQOLが向上したかなど、数だけでなく質の評価が重要であろう。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値	3.8

総合評価

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを1：1：2の比率で計算（3.7＋3.8＋3.8×2）／4＝3.8

3.8

（注）評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。